

## 登別市職員旧姓使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由によって氏を改めた後も、引き続き変更前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することにより、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職並びに同条第3項第2号及び第3号に定める特別職をいう。以下同じ。）の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図ることを目的とする。

### (旧姓を使用できる文書等)

第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上若しくは事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別表第1に掲げるものとする。

2 旧姓を使用できない文書等は、別表第2に掲げるものとする。

### (旧姓使用の申請等)

第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（別記様式第1号）に戸籍上の氏を証する書類を添えて、所属長を経由して市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（別記様式第2号）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。

### (任命権者を異にしたとき)

第4条 市長以外の任命権者から旧姓の使用を承認された職員が、市長部局の職員に任用されたときは、当該職員から前条第1項の旧姓使用申請書の提出及び当該職員に対する同条第2項の承認があったものとみなし、引き続き使用できるものとする。

### (旧姓使用の中止等)

第5条 第3条第2項の承認を受けた職員（前条により承認があったものとみなす職員を含む。以下「旧姓使用職員」という。）が、旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届（別記様式第3号）により所属長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を市長が受理したときは、当該旧姓使用承認は効力を失う。

3 市長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓使用承認取消通知書（別記様式第4号）により、所属長を経由して当該職員に通知し、承認を取り消すことができる。

4 旧姓使用を中止した職員又は承認取消通知を受けた職員が再び同じ旧姓を使用

することは、原則として認めないものとする。

(職員の責務)

第6条 旧姓使用職員は、第2条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に市民や他の職員などに誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(管理)

第7条 総務部人事・行政管理グループ総括主幹は、旧姓使用者台帳（別記様式第5号）を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成15年訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

旧姓が使用することができる文書等

区分	項目
<p>(1) 法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないもの</p>	<p>名札、職員名簿、名刺、出勤簿、起案文書、表彰状、回覧文書（押印）、事務分担、休暇等処理簿、復命書、外勤命令簿、事務引継書、休暇簿（介護休暇用）、週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更簿、代休日指定簿、育児休業計画書、育児休業承認請求書、養育状況変更届書、部分休業承認請求書、自己申告書、自動車による通勤許可申請書</p>
<p>(2) その他</p>	<p>市長が適当と認めるもの</p>

別表第2（第2条関係）

旧姓が使用することができない文書等

区分	項目
(1) 職員の身分関係に係る文書等	辞令書、処分書、身分証明書、徴税吏員証、現金出納員証、現金取扱員証、退職願等
(2) 職員の権利又は義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの	給与支払関係及び給与に係る各種届出・申請文書、旅費支払関係文書、源泉徴収票、共済組合に関する文書、公務災害に関する文書、財務会計規則に定める会計事務帳票等
(3) 対外的に権利又は義務関係が生ずるもの	契約書、協定書、入札関係文書等
(4) 公権力の行使に係るもの	立入検査、徴税、許認可等法令に基づく行政処分に係る文書及びその他職員の身分に基づいて行なう対外的な行政行為に係る文書等

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

登別市長 様

所 属  
職氏名

印

（戸籍上の氏名）

旧姓使用承認申請書

登別市職員旧姓使用取扱要綱第3条第1項により、次のとおり旧姓を使用したいので、申請します。

記

1 使用する旧姓

2 戸籍上の氏を改めた日 年 月 日

3 戸 籍 上 の 氏

（注）添付書類 戸籍上の氏を証明する書類

所属長印	
------	--

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

（戸籍上の氏名）

登別市長

旧姓使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用について、登別市職員旧姓  
使用取扱要綱第3条第2項により、次のとおり承認しましたので、通知します。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 使用開始年月日

年 月 日

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

登別市長 様

所 属  
職氏名

印

（戸籍上の氏名）

旧姓使用中止届

登別市職員旧姓使用取扱要綱第5条第1項により、次のとおり旧姓の使用を中止したいので、届出します。

記

1 使用を中止する旧姓

所属長印	
------	--

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

（戸籍上の氏名）

登別市長

旧姓使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した旧姓の使用について、登別市職員旧姓使用取扱要綱第5条第3項により、次のとおり承認を取消しますので、通知します。

記

- 1 使用取消年月日 年 月 日
- 2 取 消 理 由



